

**人間環境大学看護学部看護学科**  
**教育課程および履修方法に関する規程**

(準拠)

第1条 この規程は、人間環境大学学則（以下「学則」という）第28条および29条の規定に基づき教育課程および履修方法について定める。

(配当年次)

第2条 授業科目の配当年次については、別表（教育課程表）に定める。

2 授業科目は、以下の科目に区分する。

- (1) 基礎科目
- (2) 資格科目（養護教諭一種免許状取得科目、保健師国家試験受験資格科目）
- (3) 専門基礎科目
- (4) 専門科目

3 各学年において履修する授業科目は、配当学年内に履修することができる。

4 上級学年の者は、下級学年に配当されている授業科目を履修することができる。但し、特別な場合を除いて、下級学年の者が上級学年配当の科目を履修することはできない。

(卒業要件)

第3条 看護学部を卒業するためには、前条に定める科目群から次に示す必要単位数を含め128単位以上を修得しなければならない。

- |                |                           |
|----------------|---------------------------|
| (1) 基礎科目       | 21 単位以上（必修 15 単位+選択 6 単位） |
| (2) 専門基礎科目     | 24 単位以上（必修 24 単位）         |
| (3) 専門科目       | 57 単位以上（必修 57 単位）         |
| (4) 専門科目（臨地実習） | 23 単位以上（必修 23 単位）         |
| (5) 全ての選択科目    | 3 単位以上                    |

(履修登録および登録の上限)

第4条 学生は履修すべき授業科目について、指定の期日までに履修登録を行わなければならない。

- 2 履修登録は、やむを得ない場合を除いて本学WEBポータルサイトによって行うものとする。
- 3 登録期間以降の登録およびその変更は、原則として認めない。
- 4 既に単位を修得した授業科目および授業時間が重複する授業科目は、履修登録することができない。
- 5 履修登録のされていない授業科目については、単位修得を認めない。
- 6 各年度の履修登録単位数の上限は学習効果を高めるために年間の標準的な履修単位の上限を45単位とし、上限の変更については、別途定める（CAP制）。但し、養護教諭コースの学生は、この限りではなく養護教諭コースに必要な科目を修得する。

(資格コースおよび強化プログラム等の履修と学生定員数)

第5条 看護師国家試験受験資格を目的とする看護師基本コースに加え、各強化プログラム（小児看護、がん看護、認知症看護、在宅・終末期看護）および資格コース（保健師、養護教諭）を履修選択する場合、履修要件と定員数に制限がある。

2 各強化プログラムおよび資格コースの履修要件、定員、選抜時期については別に定める。

(履修科目の失格)

第6条 学内等における授業科目は、次の(1)～(4)に掲げる事項に該当するときは、失格として当該授業科目の単位認定は行わない。

- (1) 正当な理由がなく試験を受験しなかったとき。
- (2) レポート等を定められた期限までに提出しなかったとき。
- (3) 試験等において不正行為をしたとき、または退場を命じられたとき。
- (4) 臨地実習については、別途定める。

(単位認定)

第7条 すべての科目においては、授業実施時間の3分の2以上、出席していない授業科目については、原則として単位修得を認めない。

2 単位の認定は、平素の勉学状態、出席状態、試験・報告書および論文などの成績を総合的に判定して行う。

(授業の運営)

第8条 学則に基づき看護学部の授業の運営および実施に関する詳細は、別途定める。

(既修得単位の認定)

第9条 既修得単位の認定については、別途規程を定める。

(成績評価)

第10条 学則第34条に定める成績は、下記の評価基準により認定する。

評価点等	評語	合否等	評価基準
100～90点	S	合格	学習目標をほぼ完全に達成している (Excellent)
89～80点	A		学習目標を相応に達成している (Very Good)
79～70点	B		学習目標を相応に達成しているが不十分な点がある (Good)
69～60点	C		学習目標の最低限は満たしている (Pass)
60点未満	D	不合格	学習目標の最低限を満たしていない (Failure)

2 学則以外に定める評価は、下記の基準により実施する。

評価点等	評語	合否等	点数
試験欠席	E	不合格	試験不受験、課題未提出により成績評価要件を満たしていない (Withdrawal)
授業放棄	F		出席不足等により成績評価要件を満たしていない (Withdrawal)
認定	N	認定	本学以外で修得したもので本学が単位認定したもの (Credit given under Credit provision)

(総合成績評価) 追加

第 11 条 前条の成績の評価に対して次の各号に掲げるグレード・ポイント(以下「GP」という)を設定し、不合格の授業科目を含めて、履修科目のグレード・ポイントの平均(グレード・ポイント・アベレージ(以下「GPA」という))を算出し、総合成績評価を行う。

評語	GP
S	4.0
A	3.0
B	2.0
C	1.0
D	0
E	0
F	0
N	対象外

2 GPA を算出する基準は、次のとおりとする。

$$\text{GPA} = \frac{\text{(授業科目で得た GP} \times \text{その授業科目の単位数) の総和}}{\text{履修登録した授業科目の単位数の総和}}$$

3 成績証明書には、GPA は明記しない。

4 GPA 対象外授業科目は、次のとおりとする。

- (1) 教職に関する科目
- (2) 成績の評価点が認定となる科目
- (3) 定められた期間に履修取り消しの手続きをした科目
- (4) その他、卒業要件に算入されない科目

(追試験)

第 12 条 病気、就職試験、その他やむを得ない事由のため期末試験に欠席した者は、追試験受験願(様式 1) とその事由を証明する書類(医者の診断書、事故又は延着証明書等)を提出し、認められれば追試験を受けることができる。但し、追試験手数料として別に定める金額を納入しなければならない。

(再試験)

第 13 条 期末試験不合格者は、再試験受験票(様式 2)を提出し、認められれば再試験を受けることができる。再試験で認定された単位の評価は「可」とする。但し、再試験受験者は、再試験手数料は、再試験手数料として別に定める金額を納入しなければならない。

2 補修実習を行う学生は、実習費用として一旦、別に定める金額を納入しなければならない。

(試験での不正行為)

第 14 条 試験等において不正行為をした者若しくは不正行為があったと認められた者に対しては、その学期の科目をすべて不合格とし、懲戒などの処分を受ける。

2 不正行為については、試験内規に定めるとおりとする。

(追実習、再実習)

第 15 条 実習科目における追実習は、追試験に準じるものとし、再実習は、再試験の準じるものと

してその取扱いは別途定める。

(看護師国家試験受験資格)

第 16 条 卒業の認定を受ける看護学部看護学科の学生が保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 18 条に基づき、同法施行規則に定める所定の科目を履修し、所定の単位を修得したときには、看護師国家試験受験資格を有することができる。

(保健師国家試験受験資格)

第 17 条 卒業の認定を受ける看護学部看護学科の学生が保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 18 条に基づき、同法施行規則に定める所定の科目を履修し、所定の単位を修得したときには、保健師国家試験受験資格を有することができる。

(養護教諭一種免許状)

第 18 条 卒業の認定を受ける学生が教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）および同法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に定める所定の科目を履修し、所要の単位を修得したときには、養護教諭一種免許状の授与資格を取得することができる。その他、必要な事項は実習要項に定める。

(規程の改廃)

第 19 条 この規程の改廃は、看護学部教授会の議を経て、学長が決定する。

附則 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程（改正）は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程（改正）は、平成 28 年 9 月 28 日から施行する。